

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額な外来診療を受ける方のお支払い方法の変更等について ～

■ 高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日から外来診療における高額療養費の取扱いが変更となり、「減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)」などを提示することで、外来診療でも窓口で一定額以上支払う必要がなくなります。



◆ 必要な手続きについて

① 非課税世帯等の方

必要な事前手続き	病院・薬局などで掲示するもの
「減額認定証をお持ちでない方」は、事前に市町村窓口で交付の申請が必要です	「保険証」と「減額認定証」を提示してください

② 非課税世帯等ではない方

必要な事前手続き	病院・薬局などで掲示するもの
事前の手続きは、特に必要ありません	「保険証」を提示してください

◎ 病院・薬局などで提示した場合のひと月あたりの窓口負担限度額

区分	外来受診の窓口負担限度額	
現役並み所得者	44,400円	
一般	12,000円	
減額認定証交付対象者	区分	8,000円
	区分	

◎ 減額認定証の交付対象となる方(次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です)

区分	・世帯全員が住民税非課税である方
区分	・世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

なお、非課税世帯等で減額認定証を窓口で提示しない方は従来どおりの手続きとなります。(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額を後日支給します)

【お問い合わせ先】
保健福祉課医療保険係 ☎(62) 4473

注意

「ほくでん」の名をかたる不審な電話や訪問にご注意ください!!

最近、工場・商店などを経営されているお客さまに、「ほくでん」や「ほくでんの委託」をかたって、動力設備の調査・点検や契約内容の見直しを勧める事例が全国各地で多発しています。「ほくでん」や「ほくでんが業務を委託している会社」では、契約内容の見直しと称して動力設備の調査や機器を売り込む勧誘を行ったり、突然お伺いし漏電検査や分電盤の取替工事などを行って、その場で代金を請求することは一切ありません。また、社員がお客さま宅にお伺いする際には、必ず身分証明書を携行しています。不審な訪問・電話等があった場合は、ほくでんまでご連絡下さい。

【お問い合わせ先】 北海道電力株式会社斜里営業所 ☎0152(23) 2038

公的年金等の収入がある方の税申告について

～ 年金収入が400万円以下でも町道民税の申告が必要? ～

平成23年分所得税から

公的年金等(※1)の収入金額が400万円以下で、その他の所得金額が20万円以下の方は確定申告が不要となりました。ただし、還付を受けることができる方は、これまでどおり申告が必要です。

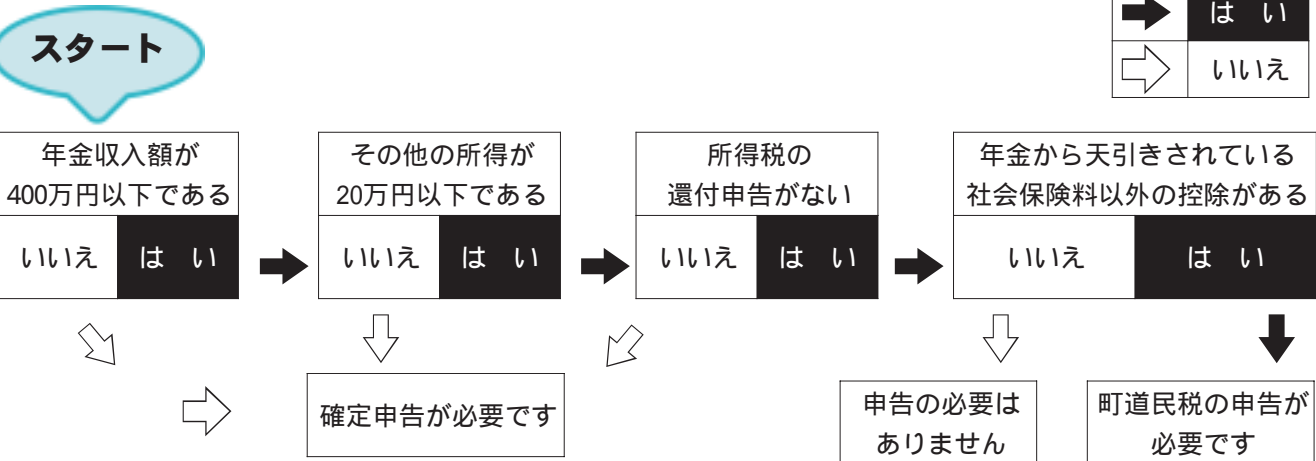
でも町道民税は?! . . .

確定申告の必要のない方でも、医療費控除や寄附金控除などの控除がある場合は、町道民税額の計算に反映される(※2)場合があります。公的年金以外の所得が20万円以下でも町道民税の申告は必要です。

(1) 公的年金等とは . . . 国民年金、厚生年金、共済年金、農業者年金、恩給など
(2) 個人毎の所得額と控除額の違いにより計算の結果、減額とならない場合もありますが、一般的には控除額が多いほど税額は減額になります。

- ▷町道民税の申告 3月30日(金)までに役場税務係へお願いします。
- ▷申告に必要なもの 印鑑、控除額を証明できる領収書等

◎申告の必要があるかどうかは、次の図を参考としてください



この図は一般的な例であり、個々の状況により異なる場合がありますので、参考としてお使いください

【お問い合わせ先】
町民生活課税務係 ☎(62) 4479

森林の所有者届出制度が4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

- ▷届出対象者
個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

- ▷届出期間
土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

【お問い合わせ先】
産業課商工観光係 ☎(62) 4481

